

東大阪市統計調査員候補者登録要綱

（目的）

第1条 この要綱は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項及び第7項並びに第24条第1項に規定する統計調査の調査に従事する者（以下「統計調査員」という。）の候補者を登録することにより、統計調査員の確保を図るとともに、統計調査を正確かつ円滑に実施することを目的とする。

（定数）

第2条 統計調査員の候補者（以下「統計調査員候補者」という。）として登録する者の定数は、本市における経済センサスー活動調査の調査区数に2分の1を乗じて得た数とする。

（登録資格）

第3条 統計調査員候補者として登録できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1） 申請時の年齢が満20歳以上の者
- （2） 調査内容を十分理解し、職務を円滑に処理できる者
- （3） 統計調査員として熱意と責任感があり、職務に忠実かつ積極的である者
- （4） 調査により知り得た秘密の保護などに関し十分信頼できる者
- （5） 暴力団員その他反社会的勢力等でない者
- （6） 税務、警察及び選挙に直接関係のない者
- （7） その他調査活動に支障のない者

（登録の申請）

第4条 統計調査員候補者として登録を受けようとする者は、東大阪市統計調査員候補者登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（登録）

第5条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、必要な調査を行い、適当と認めたときは、統計調査員者として登録する。

2 市長は、前項の規定により登録された者に、その旨を通知しなければならない。

3 市長は、統計調査員候補者として登録された者について統計調査員希望者登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）を作成し、これを保管しなければならない。

4 登録カードに登録された氏名等の情報は、適切に保護されるものとする。ただし、国、都道府県、市町村が実施する統計調査に関連して、国、都道府県、他の市町村又は他の課等から照会があった場合には、意向確認書（様式第3号）において氏名等の情報の提供に同意した者に係る情報について提供することができる。

5 第1項の規定により登録された者は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、東大阪市統計調査員候補者登録事項変更届出書（様式第4号）により、速やかに市長に通知しなければならない。

（登録期間）

第6条 統計調査員候補者の登録は一斉に行うものとし、登録期間は3年とする。

2 市長は、特に必要があると認めたときは、前項の登録期間の途中においても統計調査員候補者の登録を行うことができる。この場合における登録期間はその登録の日の直前における一斉登録に係る登録期間満了の日を

もって満了する。

3 統計調査員候補者の再登録は、これを妨げない。

（登録の取消し）

第7条 市長は、統計調査員候補者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

- （1） 第3条の各号に規定する登録要件に該当しなくなったとき
- （2） 統計調査員候補者から東大阪市統計調査員候補者登録取消願出書（様式第5号）により、登録の取り消しの申し出があったとき
- （3） 登録期間が満了したとき
- （4） 所在がつかめないことなどにより、登録継続の意思確認ができない者
- （5） 所定の業務を適切に履行せず、調査に支障を生じさせた者
- （6） 統計調査員候補者として病気その他不適格な事由が生じたとき

（研修）

第8条 市長は必要と認めるときは、統計調査員候補者を対象に研修会を開催することができる。

（統計調査員の選任）

第9条 市長は、統計調査を実施するため統計調査員を選任するときは、統計調査員候補者のうちから選任するものとする。この場合において、市長は、本人の同意を得なければならない。

（その他の選任）

第10条 市長は、統計調査の内容、規模、実施地区の地域的事情等により統計調査員の確保が困難と認められるときは、前条の規定にかかわらず統計調査員候補者以外の者を統計調査員に選任することができる。

（職務）

第11条 統計調査員は、市長の指揮監督を受け、統計法その他統計関係法令に基づき、概ね次の各号に掲げる事務に従事する。

- （1） 統計調査の説明会等への出席
- （2） 名簿及び要図の作成
- （3） 調査客体への協力依頼及び報償品の支給及び資料配布
- （4） 調査客体への調査票の配布
- （5） 調査客体から調査票の収集
- （6） 調査票の審査及び調査客体への調査内容の照会
- （7） 調査票の提出及び市への連絡等
- （8） 統計調査の啓発活動

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 東大阪市統計調査員候補者登録要綱（昭和59年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成15年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。